

亶理町部活動地域移行実証事業ガイドライン

1 趣旨

令和 7 年度 10 月を目標に、休日の中学校部活動を新たな実施主体による活動に移行（地域移行）するため、令和 5 年度には、教育委員会において、「休日（土日祝日）の中学校部活動の地域移行に関する亶理町の基本方針」を策定した。

「休日（土日祝日）の中学校部活動の地域移行に関する亶理町の基本方針」（令和 6 年 3 月）において、新たな実施主体（スポーツ少年団や競技協会、芸術文化協会登録団体、保護者会等、移行後の活動を担う団体）による実証事業を行うことを位置付けており、令和 6 年度から令和 7 年度 9 月末まで、町が実施する実証事業のガイドラインを策定するものである。

2 目的

令和 7 年 10 月以降の「新たな地域クラブ活動」の円滑な実施に向け、令和 6 年度から令和 7 年度 9 月末までの実証期間を通して、活動の成果と課題をとりまとめ、課題解決を図る。

3 取組内容

（1）体制整備

- ① 関係団体・市区町村等との連絡調整
 - ア 宮城県との連絡調整
 - ・ 県主催の研修会・情報交換会への参加
 - ・ アンケートへの回答
 - ・ 県職員派遣依頼（アドバイザーとして）
 - イ 学校との連絡調整
 - ・ 児童、生徒、保護者、教職員へのアンケート実施・公開
 - ・ 保護者対象説明会の実施
 - ・ 生徒対象説明会の実施
 - ・ 教職員対象説明会の実施
 - ウ 町スポーツ・文化芸術関係団体との連絡調整
 - ・ 町中学生地域クラブ活動推進協議会・専門部会の実施
- ② コーディネーターの配置、地域学校協働
 - ア 部活動地域移行コーディネーターの配置
 - イ 学校運営協議会との連絡調整
- ③ 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
 - ア 地域クラブ活動ガイドラインの策定と周知
 - ・ 「新しい地域クラブ活動」立上要件の整備

(例) 地域クラブ活動認定申請 任意

認定申請は強制ではないが、認定地域クラブについては、HP 等で公表・周知。

- イ 「新しい地域クラブ活動」運営団体・実施主体の募集
 - ・ 町スポーツ・文化芸術関係団体への投げかけ（専門部会での依頼）
 - ・ 広報、HP 等による一般公募
- ウ 運営団体・実施主体との連絡調整
 - ・ 運営団体・実施主体との個別の打合せ
 - ・ 運営団体・実施主体対象説明会の実施
- エ 既存団体・任意団体との連絡調整
 - ・ スポ少、民間団体
 - ・ 「新しい地域クラブ活動」未登録団体への登録推奨
 - ・ 保護者会が立ち上げた団体（見守り含む）との調整

(2) 指導者の質の保障・量の確保

① 人材の発掘・マッチング・配置

ア 人材の発掘

- ・ 町スポーツ・文化芸術関係団体への投げかけ（専門部会での依頼）等による
- ・ 行政区長への投げかけ
- ・ 広報、HP 等による一般公募
- ・ 仙台大学への協力依頼（大学生の活用）

イ マッチング・配置

- ・ 宮城県地域クラブ活動人材バンクシステムの活用
- ・ 亘理町（地域クラブ活動指導者登録）からの派遣
- ・ 指導者を必要とする実施主体および、任意団体対象のマッチング説明会の実施

② 研修、資格取得促進

ア 県地域クラブ活動指導者研修会（年 1 回 2 月実施予定）

イ 亘理町が開催する研修会（年 2 回 仙台大講師 期日未定）

③ 教職員の兼職兼業

ア 教職員への意向調査

イ 兼職兼業に係る規程の整備と運用

(3) 面的・広域的な取組

① 地域クラブ活動の拡大

ア 町スポーツ・芸術文化協会加盟団体との連携

イ 地域資源を生かした活動

② 市区町村等を超えた取組

(4) 内容の充実

- ① 生徒の志向や状況に応じた活動機会の確保に取り組む。
- ② 誰もが一緒に参加できるレクリエーション的活動等

(5) 参加費用負担支援等

- ①町地域クラブ活動団体に認定され他団体については、実証事業期間中に限り、町が指導者謝金・保険・消耗品等を負担する。
- ②町が派遣した指導者について、実証事業期間中に限り、町が指導者謝金を負担する。
- ③保護者会が立ち上げた団体について、町が参加者の保険料等を負担する。
- ④困窮世帯への支援検討

(6) 学校施設の活用等

- ①地域クラブ活動を行う団体等に対して利用しやすい環境づくりに努める。
- ②子供の自由な活動の場としての開放を検討する。

(7) 検証と成果の普及

- ①本事業における実証結果や成果の評価・分析
- ②課題の解決方策の検討
- ③新たなスポーツ・文化芸術環境の整備充実に向けた取組の検討
- ④町内中学校の生徒・保護者や地域住民・関係団体等に対する成果を普及